

「広報しばた」有料広告募集について

新発田市では、民間企業などの広告をさまざまな媒体に掲載することにより自主財源を強化するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図っていくため、平成19年4月から「新発田市広告掲載要綱」を施行しました。

この要綱に基づき、次のとおり「広報しばた」の有料広告を募集します。

「広報しばた」は、市内約37,000世帯に配布されており、ホームページなどでも閲覧できることから、高い宣伝効果が見込まれます。この機会に、ぜひ、「広報しばた」の有料広告をご利用ください。

広告の規格・掲載料など

区分	サイズ	掲載場所	基準 枠数	1日号		15日号	
				掲載料	刷色	掲載料	刷色
1種	横9cm×縦6cm	「情報掲示板」 の最下段	4枠	17,000円	4色	15,000円	黒と指定
2種	横18cm×縦6cm		2枠	34,000円		30,000円	色(2色)
3種	横18cm×縦26cm	裏表紙面	1枠	150,000円		—	—

※掲載料は、消費税及び地方消費税を含む金額です。

広告掲載までの手順

1 申込み

専用の申込書を直接またはEメールで提出するか、市ホームページの電子申請で申し込んでください。右記の二次元バーコードからも申し込みできます。申込書は、市ホームページでダウンロードできるほか、みらい創造課広報広聴係にあります。



2 締め切り

申込みの締め切りは、掲載希望号の3号前の広報紙の発行日です（詳しくは「申込書」をご覧ください）。1社が申し込める広告は、「広報しばた」1号につき1件で、連続して申し込めるのは最長で当年度発行分までです。

3 審査

申込書に記載された「広告の内容」または広告の見本を、「新発田市広告掲載基準」に従い審査した上で、掲載の可否を決定します。法令などに違反するものや公序良俗に反するもの、政治・宗教活動に関するもの、個人的な宣伝などの意見広告などについては掲載できません。

また、クーポン券や割引券、金券などに利用できるものは掲載できません。『「広報しばた』を持参すると…』や『「広報しばた』を見たと言うと…』などの場合も同様に掲載できません。

なお、広告の種類による掲載の優先順位は次のとおりです。

- 1 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- 2 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告
- 3 国、地方公共団体の共催や後援があるものに係る広告
- 4 前各号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告又は市外の事業所であっても市内を会場とする催しや直接市の話題に関係する広告
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当であると認めるもの

4 抽選

掲載予定枠数を超過して申し込みがあった場合は、抽選により決定します。

ただし、1種・2種広告の申し込みのうち、どちらか一方が基準枠数に達せず、もう一方が超過する場合、原則、1種・2種広告の基準枠数の合計を超えない範囲で、超過分を抽選せずに掲載します。

5 広告データの作成と提出

市では広告データを作成しません。申込者が広告データを作成するか、印刷会社などの業者に作成を依頼するなどして、みらい創造課広報広聴係へ提出してください。作成料は申込者の負担となります。

広告データは、次のデータを提出してください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 Adobe イラストレーターの EPS ファイル2 1の PDF データ（データの確認用） <p>※1日号掲載分については、CMYK（シアン・マゼンタ・イエロー・ブラック）の4色で、15日号については、CM（シアン・マゼンタ）のうち指定する1色とK（ブラック）の2色で作成してください。なお、15日号掲載分の作成の際に使用するインクの色が毎年4月15日号から変わります。4月15日号以降の色についてはお問い合わせください。</p> <p>※文字（フォント）をアウトライン化し、データで提出してください。</p> |
|--|

データ提出は、次の方法でお願いします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 Eメールでの提出
みらい創造課へEメールで送信してください。容量が重い場合は、インターネットのファイル転送サービスでの提出もできます。その際、ダウンロード用URLを添付してください。2 CD、DVDでの提出
直接または郵送で提出してください。 <p>※セキュリティ対策上、USBフラッシュメモリは使用できません。</p> |
|---|

6 広告料の払い込み

掲載が決定すると、市から「広告掲載決定のお知らせ」と広告掲載料の納付書を送ります。納付期限までに、広告料の払い込みをお願いします。広告掲載料は、市指定金融機関で納めてください。

期限までに納付が確認できない場合、掲載を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

7 その他の注意事項

(1) 提出されたデータをそのまま掲載します。市では校正しません。あらかじめ内容に間違いのないようご注意ください。ただし、「新発田市広告掲載要綱」または「新発田市広告掲載基準」により、広告データの修正や内容の一部変更を依頼する場合があります。

【広告データの修正や内容の一部変更を依頼する場合の例】

- ①提出された広告データに、「広報しばた有料広告掲載申込書」に記載された「広告の内容」または広告の見本と相違点がある場合。
- ②「新発田市広告掲載要綱」または「新発田市広告掲載基準」により、掲載できない内容であることが判明した場合。

(2) 市は、広告の内容や広告掲載に関する全ての事項についての責任は一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していた

だきます。

(3) 以下の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。

- ①虚偽の申し込みによって掲載の決定がなされたとき。
- ②掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
- ③「広報しばた」の発行または編集の都合により、広告を掲載することができなくなったとき。

広告代理店を通して申込みをする場合

広告代理店等を通して申込みをする場合は、「委任状」も提出してください。

委任状の提出があった場合、以後の連絡や納付書を含む書類の送付は、申し出がない限り、すべて代理者あてとなります。(納付書の納入者名は広告主名となります)

代理者は、「新発田市広告掲載要綱」及び「新発田市広告掲載基準」をよく読み、広告が禁じられている事項や表現などを確認し、遵守してください。

有料広告掲載の申込みの取下げや広告の掲載を辞退する場合

下記の様式を提出してください。いずれの様式も市ホームページでダウンロードできるほか、みらい創造課広報広聴係にあります。

- (1) 有料広告掲載決定通知の受領前に、申込みを取り下げる場合
⇒ 「**有料広告掲載申込み取下げ届**」を提出してください。
- (2) 有料広告掲載決定通知の受領後に、掲載を辞退する場合
⇒ 「**広告掲載辞退届**」を提出してください。

【申込み・問い合わせ先】

新発田市みらい創造課広報広聴係

〒957-8686

新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 5階

電話：0254-28-9532 (直通)

Eメール：mirai@city.shibata.lg.jp